川崎都市計画用途地域の変更(川崎市決定) 都市計画用途地域を次のように変更する。

即印引四州区	<u>ن ۲۰</u>	-76 - 17(0)	6		7 0 0		ī		
種類		面積		建築物の 容積率	建築物の 建ペい率	外壁の後退 距離の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの 限度	備考
第一種低層住居専用地域	約	180	ha	6/10以下	3/10以下				(1.4%)
	約	1.0	ha	6/10以下	4/10以下	敷地境界か			(0.0%)
	約	733	ha	8/10以下	4/10以下	61m	125㎡		(5.8%)
	約	327	ha	8/10以下	4/10以下	道路側を除	120111	10m	(2.6%)
	約約	982	ha	8/10以下	5/10以下	り 連路側を除る く敷地境界			, ,
						ト がら1m	100 m²		(7.7%)
ıls±L	約	530	ha	10/10以下	5/10以下	ווון פינו	100㎡		(4.2%)
小計	約	2,753	ha			`* D /D + 7\			21.6%
第二種低層 住居専用地域	約	15	ha	10/10以下	5/10以下	道路側を除 く敷地境界 から 1 m	100 m²	10m	(0.1%)
小計	約	15	ha						0.1%
第一種中高層	約	35	ha	15/10以下	6/10以下	-	-	-	(0.3%)
住居専用地域	約	2,169	ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	(17.0%)
小計	約	2,205	ha						17.3%
第二種中高層	約	9.7	ha	15/10以下	6/10以下	-	-	-	(0.1%)
住居専用地域	約	433	ha	20/10以下	6/10以下	-	-	_	(3.4%)
小計	約	442	ha						3.5%
第一種	約	1,395		20/10以下	6/10以下	-	-	-	(11.0%)
住居地域	約	3.6	ha	30/10以下	6/10以下	_	_	_	(0.0%)
小計	約	1,398	ha	32.10.7(1					11.0%
第二種	約	939		20/10以下	6/10以下	_	-	-	(7.4%)
住居地域	約	4.8	ha	30/10以下	6/10以下	_	_	_	(0.0%)
小計	約	944	ha		2				7.4%
準住居地域	約	550		20/10以下	6/10以下	-	-	-	(4.3%)
	約	81	ha		6/10以下	_	_	_	(0.6%)
小計	約	632	ha	207.1077	37.10.71				5.0%
3.41	約	274		20/10以下	8/10以下	_	_	-	(2.2%)
近隣商業地域	約	339		30/10以下	8/10以下	_	_	_	(2.7%)
~17137.03	約	6.7	ha	40/10以下	8/10以下	_	_	_	(0.1%)
小計	約	620	ha	10/ 10%	3/ 10/X				4.9%
,7,BI	約	34		20/10以下	_	_	_	_	(0.3%)
	約	3.7		30/10以下		_	_	_	(0.0%)
商業地域	約	603		40/10以下					(4.7%)
	約	82		50/10以下		_	_	_	(0.6%)
	約	29		60/10以下	_				(0.0%)
	約約	30		80/10以下	_	_	_		(0.2%)
小計	約約	782	ha	00/ 10 <i>V</i> / N	-	-	-	-	6.1%
上		660		20/10以下	6/10以下				(5.2%)
	約約			30/10以下		_	_		
小計	約約	16 676		30/ 101X N	0/10W P	-	-	-	(0.1%)
	約約		ha	20/401/17	6/10以下				5.3%
		477		20/10以下	0/10以下	-	-	-	(3.7%)
工業専用地域	約	477	ha	20 /40 \	4/40N T				3.7%
	約	495		20/10以下		-	-	-	(3.9%)
	約	1,287		20/10以下	6/10以下	-	-	-	(10.1%)
小計	約	1,782	ha						14.0%
合計 「種類」位置で	約	12,726	ha	ミテの とおじ					100.0%

[「]種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

-__ 別添、理由書による。

適用除外

次のいずれかに該当する土地については、前記の建築物の敷地面積の最低限度(以下「最低限度」という。)の定めは適用しない。

- 1 最低限度が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができる土地で、次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備とあわせて、当該土地を含む区域において、低層住宅に係る良好な住居の環境が確保されるものについては、当該公共施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用するもの又は当該公共施設等の用に供する土地を除き分割される各々をそれぞれ一の敷地として使用するもの
- (1)道路法(昭和27年法律第180号)又は都市計画法(昭和43年法律第100号)による道路

ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く (2)河川、水路その他これらに類する公共公益施設

- 2 当該土地を含む区域において、低層住宅に係る良好な住居の環境が確保されるもので、 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定による仮換地の指定、 同法第103条第1項の規定による換地処分その他法令によるこれらに準じた処分等を受 けた土地(当該処分等のもととなった事業計画等の認可又は決定の公告があった際、現 に建築物の敷地として使用されていた土地又は現に存する所有権その他の権利に基づ いて建築物の敷地として使用することができた土地と照応するものに限る。)で、その 全部を一の敷地として使用するもの
- 3 都市計画において定めた地区計画等により最低限度が定められ、かつ、当該地区計画 等により低層住宅に係る良好な住居の環境が確保されている区域内にあるもの
- 4 前各項に類する都市計画上支障がない場合において、市長が、低層住宅に係る良好な 住居の環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物の 敷地に係るもの

川崎都市計画用途地域の変更・新旧対照表

種類		史・新旧対照表	新旧用途地域別面積								
	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	新			IΒ			面積の増減		
第一種低層 住居専用地域	6/10以下	3/10以下	約	180	ha	約	180	ha	約	±0.00	ha
	6/10以下	4/10以下	約	1.0	ha		1.0	ha		±0.00	ha
	8/10以下	4/10以下	約	733	ha		733	ha		±0.00	ha
	*8/10以下	4/10以下	約	327	ha		327	ha		±0.00	ha
	*8/10以下	5/10以下	約	982	ha		982	ha		±0.00	ha
	*10/10以下	5/10以下	約	530	ha		530	ha		±0.00	ha
小計			約	2,753	ha	約	2,753	ha	約	±0.00	ha
第二種低層 住居専用地域	*10/10以下	5/10以下	約	15	ha	約	15	ha	約	±0.00	ha
小計			約	15	ha		15	ha		±0.00	ha
第一種中高層	15/10以下	6/10以下	約	35	ha	約	35	ha	約	±0.00	ha
住居専用地域	20/10以下	6/10以下	約	2,169	ha		2,169	ha		±0.00	ha
小計			約	2,205	ha		2,205	ha		±0.00	ha
第二種中高層	15/10以下	6/10以下	約	9.7	ha		9.7	ha	約	±0.00	ha
住居専用地域	20/10以下	6/10以下	約	433	ha		433	ha		±0.00	ha
小計			約	442	ha		442	ha		±0.00	ha
第一種	20/10以下	6/10以下	約	1,395	ha		1,395	ha		±0.00	ha
住居地域	30/10以下	6/10以下	約	3.6	ha		3.6	ha		±0.00	ha
小計			約	1,398	ha		1,398	ha		±0.00	ha
第二種	20/10以下	6/10以下	約	<u>939</u>	ha		<u>959</u>	ha		<u>-19.27</u>	ha
住居地域	30/10以下	6/10以下	約	4.8	ha		4.8	ha		±0.00	ha
小計	/	- / / - - - 	約	944	ha		<u>963</u>	ha		<u>-19.27</u>	<u>ha</u>
準住居地域	20/10以下	6/10以下	約	550	ha		550	ha		±0.00	ha
	30/10以下	6/10以下	約	<u>81</u>	ha		<u>81</u>	ha		<u>-0.02</u>	ha
小計	00/40517	0 / 1 0 N T	約	<u>632</u>	ha		<u>632</u>	ha		<u>-0.02</u>	<u>ha</u>
、C7米 マンギュル 1十	20/10以下	8/10以下	約	274	ha		274	ha		±0.00	ha
近隣商業地域	30/10以下	8/10以下	約	<u>339</u>	ha		<u>339</u>	ha		<u>-0.16</u>	
J. ±1	40/10以下	8/10以下	約	6.7	ha		6.7	ha		±0.00	ha
小計	00 /4 0 N T		約	<u>620</u>	ha		<u>620</u>	ha		<u>-0.16</u>	<u>ha</u>
	20/10以下	-	約	34	ha		<u>19</u>	ha		<u>+15.38</u>	
	30/10以下	-	約	3.7			3.7			±0.00	
商業地域	40/10以下	-	約	<u>603</u>	ha		<u>599</u>	ha		+3.69	
	50/10以下	-	約	<u>82</u>	ha		<u>82</u>	ha		<u>+0.16</u>	
	60/10以下	-	約	29	ha		29	ha		±0.00	ha
.l. ±1	80/10以下	-	約	30	ha		30	ha		±0.00	ha
小計	00/40NT	0 /4 ON T	約	<u>782</u>	ha		<u>762</u>	ha		+19.23	<u>ha</u>
準工業地域	20/10以下	6/10以下	約約	660	ha		660	ha		±0.00	ha
小計	30/10以下	6/10以下	約約	16	ha ha		16	ha ha		±0.00	ha
	20/10以下	6/10N T	約約	676	na ha		676	ha		± 0.00	ha
工業地場 小計	20/10以下	6/10以下	約約	<u>477</u> <u>477</u>	na ha		<u>477</u> <u>477</u>	na ha		+0.22 +0.22	<u>ha</u> ha
工業専用地域 小計	20/10以下	4/10以下	約約	495	ha		495	ha		±0.22	ha
	20/10以下 20/10以下	4/10以下 6/10以下	約約	1,287	ha		1,287	ha		±0.00	ha
	20/ 10 <i>5</i> A P	0/ 10 <i>1</i> /4 P	約約	1,782	ha		1,782	ha		±0.00	ha
合計			約約	12,726	ha		12,726	ha	_	±0.00 ±0.00	ha
			ポソ	12,120	Пd	おり	12,120	Пd	おり	<u> </u>	_ IId

⁽第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の外壁の後退距離は、*印は「道路側を除く敷地境界から1m」、無印は「敷地境界から1m」)

理由書

川崎都市計画用途地域の変更(富士見周辺地区)

本市では、総合計画に基づき、都市の活力や魅力の向上を図り、安全で快適なまちづくりを推進するため、 住居や商業、工業などの土地利用の適正な配置による機能的な都市活動の確保や、良好な市街地環境の形成を 図ることを目的として用途地域を定めています。

富士見周辺地区は、本市の総合計画である「川崎再生フロンティアプラン」において、富士見公園及び周辺市民利用施設の総合的・一体的な整備を推進する地区と位置付け、「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想」においても、川崎駅周辺地区との連携を強め、まちの回遊性を高めるとともに、スポーツ・レクリエーションなど、市民が自由時間を豊かに過ごすことができる場として、位置付けております。

こうした中、本市では、平成20年3月に富士見周辺地区の整備を推進するため、「富士見周辺地区整備基本計画」を取りまとめ、平成23年3月には、富士見公園及び周辺市民利用施設の整備方針等を示した「富士見周辺地区整備実施計画」を策定しました。

本案は、このような位置付けのある当地区において、「富士見周辺地区整備実施計画」等に基づき、都心における総合公園としての機能回復や、スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能強化など、富士見公園の再整備や公共公益施設の再配置・再整備を行い、川崎駅周辺地と連携した緑・活気・憩い・ふれあいのある市街地の形成を図るため、区域面積約20.0haについて、用途地域を変更しようとするものです。